

富山県ニホンジカ管理計画（第3期）の概要

1 計画策定の目的

農林業被害の防止及び生態系への悪影響を未然防止する。

2 対象 ニホンジカ (*Cervus nippon*)

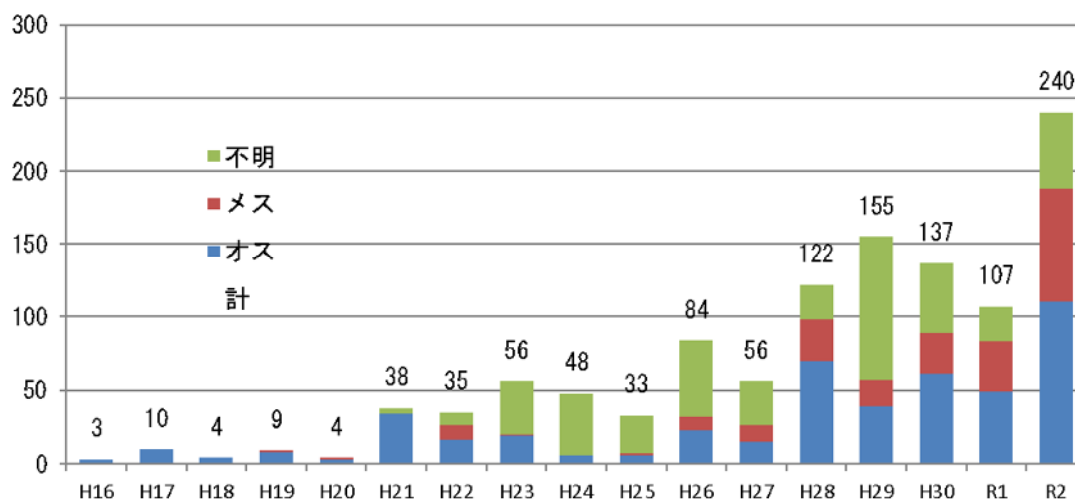
3 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 区域 富山県全域

5 現状

令和2年度に本県が実施した階層ベイズ法による個体数推定によると、県内の個体数は令和元年度末現在で約1,160頭（中央値、90%信用区間 223頭～33,882頭）と推定された。

捕獲数は増加傾向にあり、平成28年度以降は計100頭以上が捕獲されている。平成22年からはメスの捕獲も増加しており、生息数は増加していると考えられる。



6 管理の目標

(1) 農林業被害の防止

ニホンジカの継続的な捕獲を推進し、農林業被害の防止を図る。

(2) 分布域拡大による被害拡大の防止

生息密度の上昇を防止するとともに、新たな分布域の拡大、農地周辺への定着防止を図る。

(3) 高山帯への侵入防止

立山連峰をはじめとした高山帯が有する貴重な生態系を保全するため、高山帯へ侵入したニホンジカへの対策及び侵入防止を図る。

7 数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の考え方

令和元年度末の推定個体数を1,160頭（中央値、90%信頼区間 223頭～33,882頭）とし、今後もこれ以下の個体数とするために、毎年241頭の捕獲を上回ることを目指し、必要な対策を講じるものとする。

(2) 個体数管理の方法

① 生息密度の提言を目的とした個体数調整の実施

性比のモニタリングに努め、メスの捕獲を推進する。

② 特例休猟区の指定

全ての休猟区においてニホンジカの捕獲を可能とする。

③ 狩猟期間の延長

| | | |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 11/1～11/14 2週間延長 (わな猟に限定) | 11/15～2/15 現行の狩猟期間 | 2/16～3/31 6週間延長 (銃猟・わな猟) |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------|

11月1日～11月14日の期間においては、銃器の使用は、わなで捕獲されたニホンジカの止めさしに限るものとする。

④ 捕獲制限の解除

平成27年度よりニホンジカの捕獲数制限を解除している。

⑤ 放獣の禁止

捕獲個体は学術的な追跡調査等を除き捕殺するものとする。

(3) 指定管理鳥獣等捕獲事業

生息地である山林域での個体数管理を図るための捕獲を実施する。捕獲専門チームの配置及び捕獲の担い手の育成を図る。

8 その他の施策

(1) 捕獲個体の有効活用に関する事業

高山植物の食害が無いよう、中山間地域での捕獲を進めるなど高山帯への侵入防止対策を進めるとともに、捕獲個体をジビエ料理等、地域振興施策として有効活用を図るとともに、活用できない個体や残渣について方針を明確にし、処理業者等の協力が得られるよう取り組むものとする。

(2) ニホンジカの誘導捕獲の検討

農林業等の被害を未然に防ぐため、防護柵等を利用し、ニホンジカを誘導して捕獲する方法を検討する。